効果的な啓発活動でリチウムイオン電池の火災予防を

志政あやせ　古市　正

●リチウムイオン電池による火災防止について

Q 国から、リチウムイオン電池などの火災防止啓発活動を実施する「L-Bパートナー」に認定されたが、今後の取り組みは。

A リチウムイオン電池の他のごみへの混入は、火災につながる危険性があるため、引き続き広報などを通じ、分別、廃棄方法などの啓発活動や混入をさせない仕組みづくりに取り組んでいく。

●住宅密集地の火災予防について

Q 住宅火災予防の一環として、感震ブレーカーの設置促進を含めた条例改正事務を進めているが、その内容は。

A 近年、電気を起因とする火災が多発しており、要因の一つとなる地震発生時の通電火災リスクを軽減するため、対象機器に感震ブレーカーを追加する予定である。

●防災ハザードマップについて

Q 防災ハザードマップ改訂を見据え、よりよいものとするための研究をしないか。

A 地震や風水害だけでなく、大規模火災などのさまざまな災害が想定される中、外国籍の方々も含めた全ての市民が、災害に対する備えの充実により一層安心して暮らしていけるよう、他自治体の取り組みなどを参考に、調査研究を進めていく。

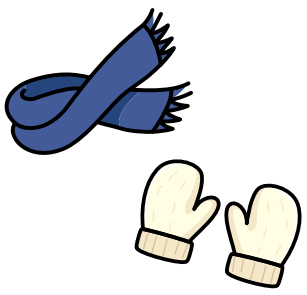

不登校児童・生徒と保護者に寄り添った支援の充実を

日本共産党あやせ　福田久美子

●子どもも保護者も安心できる不登校支援を

Q 総合教育支援センターの整備によるメリットは。

A 複数課で実施している相談窓口が一元化され、相談先が明確になることや、センター内への青少年相談室移設による、教育相談との連携が挙げられる。さらに、不登校相談時に、教育支援教室を見学できる点もメリットである。

Q 不登校が家庭に与える影響とその対応は。

A 子どもを見守るため、仕事を辞めなければならず、経済的に不安定になる家庭がある。その場合、各学校や教育研究所に配置しているスクールソーシャルワーカーが関係課窓口へ同行し、各制度の申請手続きを支援している。

●幅広い世代へつなげる平和事業について

Q 若年層に対し平和事業への参加を働きかけないか。

A 広報などのほか、小・中学校を通じチラシ配布により周知しており、平和事業への関心、参加意識を高める工夫など引き続き検討していく。

Q 小学生広島派遣事業報告会の内容を展示などでより広く紹介しないか。

A 事業に参加した児童の考えを作文集などに取りまとめ、学校などへ配布しており、これまでの素材を生かしながら、事業のさらなる周知と参加促進につなげていく。

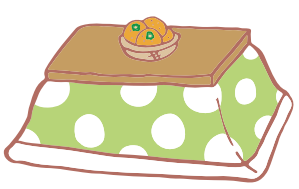

1月27日、「市民ホールコンサート」が開催されました＜市役所１階市民ホールにて＞

市民を危険から守るために欠陥機オスプレイの研究を

日本共産党あやせ　上田　博之

●米議会でも欠陥指摘の危険なオスプレイは飛行中止を

Q 米議会調査局の報告書では、同機はこれまで11回墜落し65名が死亡、近年事故が増加し、機械的故障による墜落も複数報告されているが、状況を把握しているか。

A 国は、同報告書は米政府の立場を代弁するものではなく、その内容にコメントする立場にないとしており、市としても回答ができない。

Q 機械的故障は原因不明で、代替部品の調達も見通しがないと記された報告書を、市として調査研究しないか。

A 航空機の安全性の確認は国が責任を持って実施すべきものであり、市として研究する考えはないが、疑念があれば国に確認する。

●災害対策の深化とフェイク情報などの対策を

Q 避難所の支援環境を国際基準のスフィア基準へ改善する計画を立案しないか。

A 令和８年度末までに現行基準とのギャップを把握し、総合的に検討していく。

Q 避難所から遠い地域への給水に対する考えは。

A 臨時給水所の設置などを研究していく。

Q 災害時の偽情報は人権侵害の恐れもある。AIを活用し、いち早くデマの拡散を止める方法を研究しないか。

A 偽情報などへの対処方法を調査研究していく。

市議会本会議の様子をインターネットで！

市議会では、市民の皆さんに議会の様子をお伝えするため、本会議のインターネット配信を行っています。

本会議中の議場の様子をそのまま公開する「ライブ中継」と、会議日程などから見たい場面を探すことのできる「録画中継」を配信しています。

タブレットやスマートフォンでも視聴できます。録画中継は、本会議終了後４日程度（土・日曜日、休日除く）で視聴できます。

インターネット中継
二次元コード

公職選挙法による禁止行為

◇議員の寄付禁止
◇議員への寄付勧誘・要求の禁止

議員が市民に対し、お金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。

また、市民が議員に対し寄付を求めることも禁止されています。

◇時候のあいさつ状などの禁止

議員は市民に対し、答礼のための自筆によるものを除き、暑中見舞状、年賀状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれます）を出すことは禁止されています。

これらに違反すると罰せられます。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。